

IASB の基本財務諸表に関する公開草案 「全体的な表示及び開示」に対する コメント・レターの提出を受けて

特集
1

1. 座談会「IASB の基本財務諸表に関する公開草案『全体的な表示 及び開示』に対するコメント・レターの提出を受けて」 7



奥左から小賀坂敦氏、川西安喜氏

手前左から野崎邦夫氏、小倉加奈子氏、熊谷五郎氏

一般社団法人日本経済団体連合会
金融・資本市場委員会 企業会計部会 部会長
公益社団法人日本証券アナリスト協会
企業会計部会 部長

日本公認会計士協会 副会長

のざき くに お
野崎 邦夫
くまがい ごろう
熊谷 五郎
おぐら かな こ
小倉 加奈子

ASBJ 副委員長

かわにし やすのぶ
川西 安喜
こがさか あつし
小賀坂 敦
〔司会〕 ASBJ 委員長

2. IASB 公開草案「全般的な表示及び開示」に対するコメント・レ ターの概要 25

ASBJ アシスタント・ディレクター みやじ てっし
宮治 哲司

座談会「IASBの基本財務諸表に関する公開草案『全体的な表示及び開示』に対するコメント・レターの提出を受けて」

1 はじめに

司 会 皆様、今日は、お忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。国際会計基準審議会（IASB）は、昨年の12月に基本財務諸表プロジェクトの一環として、公開草案「全般的な表示及び開示」（以下「公開草案」という。）を公表しており、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本年9月30日までコメントが募集されました。公開草案は、包括利益計算書の利益区分等に関連する重要な提案を行っており、本日ご参加いただいております皆様の所属されている各団体におかれましても、コメント・レターをIASBに提出したところかと思えます。また、本年10月には、IASBによるアウトリーチが実施され、本日のご参加の皆様の所属されている各団体の方々にもIASBによる意見聴取に応じていただいたところです。

公開草案に対しては、オールジャパンの対応を図るため、IFRS対応方針協議会などでも議論を重ねてまいりましたが、本日の座談会では、各団体が提出されたコメント・レターについて、どのような方向性となっているかを確認し、議論を行いたいと思います。

本日は、財務諸表作成者の立場を代表して、

一般社団法人日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）から住友化学株式会社の野崎様、財務諸表利用者の立場を代表して公益社団法人日本アナリスト協会（以下「アナリスト協会」という。）からみずほ証券株式会社の熊谷様、監査人の立場を代表して日本公認会計士協会（以下「JICPA」という。）から有限責任あずさ監査法人の小倉様にご参加いただいております。また、企業会計基準委員会（ASBJ）より、本公開草案に対するコメント・レターを検討したディスクローチャー専門委員会の専門委員長であります川西副委員長が参加させていただきます。司会は、ASBJ委員長であります私、小賀坂が務めさせていただきます。（※編注 以降、参加者の発言は、特に言及がない限り所属する組織の意見ではなく、個人の意見である。）

2 本公開草案全体に対する意見

司 会 まず、公開草案全体についてご感想があればいただきたいと思います。川西さんお願いします。

川 西 ASBJからのコメントでは、総論として、現行のIAS第1号「財務諸表の表示」の第85項が、企業の財務業績の理解への目的

適合性がある場合に追加的な小計を損益計算書に表示することを要求しており、IFRS 基準を任意適用している我が国の企業は、この要求事項について誠意を持って適用してきたことを指摘しました。その上で、今回の公開草案の提案に従った場合、表示できなくなる小計が出てくることが想定され、必ずしも財務報告の改善にならないのではないかと指摘しました。

司 会 ありがとうございます。続いて、財務諸表作成者の立場から、野崎さん、いかがでしょうか。

野 崎 まず、こういう場を設定していただき、本当にありがとうございます。私どもとしては、IFRS が当然文字どおり会計の国際標準になって欲しいと思っておりますし、そうなるために我々も努力をし、貢献していかなければならないと強く思っております。これは多分オールジャパン、皆さん方が思っていることですし、私自身もそう思っているわけです。

これももちろん大前提ではありますが、今回の公開草案には、なかなか納得できない項目が非常に多いというのが第一印象でございます。IFRS は、本来、原則主義のはずですが、公開草案は画一的な細部の取決めが非常に多く、それによって企業に多大な開示負担を強いる内容を含んでいると思います。さらに、米国財務会計基準審議会（FASB）とのコンバージェンスが必ずしも図られていないことから、日本企業の IFRS 適用の一層の拡大をディスカレッジする可能性があるのではないかと思います。そういう意味で、公開草案の提案は、先ほど川西さんがおっしゃったように、必ずしも改善にはなっていないのではないかとと思っています。

もう一つ申し上げたいのは、公開草案の提案の内容は、比較可能性に偏りがちであり、企業価値向上のための個性ある企業経営の視点というのが弱くなっているという印象を持っているということです。もちろん一義的には、会計基

準は直接的な利用者である投資家の方々のために開発されるものなのですが、投資家の方々の背後にいるマルチステークホルダーの方々、こういう方々のために企業の持続的成長に資する会計基準が本来望まれるべきであると考えます。

そういう意味で、本プロジェクトは拙速な会計基準の開発を行うべきではなく、投資家だけではなくて、企業経営とか企業実務、さらには監査への影響をもう一度精査した上でプロジェクトの抜本的な見直しが必要であると思います。また、この座談会がまさにそういうことを目的としていると思うのですが、ASBJ のリーダーシップのもとオールジャパンで声を上げていくということにより、このプロジェクトの軌道修正を促すということを期待したいと思っています。

司 会 どうもありがとうございます。財務諸表の利用者の立場から、熊谷さん、総論についていかがでしょうか。

熊 谷 今回の IASB の提案又は基本財務諸表のプロジェクトに関して、財務諸表利用者にとって基本財務諸表における開示と表示というのは、最も関心の高い分野であります。IFRS ベースの財務諸表、特に財務業績計算書、つまり損益計算書については、従来トップラインとボトムラインの表示だけが求められており、中間の段階利益の表示は一律には求められていませんでした。これについて、特に利用者の立場からしますと、営業利益は非常に重要な業績指標と考えていますので、ここにある程度規律を持たせるところは非常に高く評価していますし、IASB がこういうプロジェクトに取り組んでくれたということは感謝しております。

司 会 どうもありがとうございます。監査人の立場から、小倉さん、どうぞ。

小 倉 今回このような場を設定していただきまして、ありがとうございます。監査を担う

会計士の立場としては、資本市場における最適な資源配分を確保するためには、投資家が企業の開示情報に基づき適切に企業価値を評価できることが非常に重要な前提条件となると考えています。これには、企業による効果的な開示情報を促すための原則やガイダンスの整備が不可欠であり、そのような財務業績報告の改善に向けたIASBの基本財務諸表プロジェクトへの取り組みについて支持をするとともに、継続的な努力に敬意を表しています。

司 会 皆さんのお話をお伺いしていると、今回の公開草案のIASBの提案が必ずしも財務報告の改善になっていないのではないかとという意見が多く聞かれており、そういう意味で今回のIASBの公開草案への対応の重要さを感じた次第です。

3

公開草案で提案されている3つの新しい小計に関して

司 会 公開草案では、3つの新しい小計、すなわち、営業利益、営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用、財務及び法人所得税前利益が追加で要求されることが提案されました。これにより、損益計算書においては4つの区分、すなわち、営業、不可分の関連会社及び共同支配企業、投資並びに財務に純損益計算書を区分することが提案されています。

これについて、まず川西さん、いかがでしょうか。

川 西 ASBJからのコメントでは、営業利益が重要であるため、これを表示すべきであるものの、その他の区分は細かく分ける必要はないとの結論に至りました。投資と財務を区分することの提案についても、ここでの投資は、設備投資といった主要な事業に対する投資以外の投資、すなわち、余剰資金の投資ということに

なります。もともとそのような項目は多くないのではないかとということと、財務のマイナスと考えることもできるのではないかとということで、これらはまとめて営業外としてもよいのではないかとこの立場でコメントをしました。

司 会 ありがとうございます。野崎さん、3つの小計についていかがでしょうか。

野 崎 結論的には、今の川西さんがおっしゃったことと全く同じでございます。財務報告の目的というのは、財務業績や財務状態についての企業経営の見方を示すことで投資家と建設的な対話をするということであり、その基礎を提供するのが財務報告ということになると思います。そのため、財務報告の有り様というのは、企業の業態とか、経営の考え方、スタンス又は市場の中での立ち位置といったものにより、非常に多様なものになるはずであり、その多様な企業の経営の実態に合わせて柔軟な取扱いが必要であると考えております。新しい3つの小計の表示を強制するというような形の公開草案の提案については、このような多様な企業活動を表現するための方法の柔軟性がなくなる



一般社団法人日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 企業会計部会 部長 野崎 邦夫氏

という意味で、この提案には反対したいとおもっています。

司 会 熊谷さん、いかがでしょうか。

熊 谷 私どもは、この3つの区分、すなわち、営業、投資、財務の区分に関しましては、その構成でよいのではないかと考えております。なお、この議論をしていく中でちょっと少数意見ではありましたが、ASBJのご提案のように、営業利益と営業外だけで十分ではないかというふうに強く主張される方々もおられました。

司 会 小倉さん、いかがでしょうか。

小 倉 3区分という提案に関しては、各々の区分に対してそれなりに財務諸表利用者のニーズがあるというIASBの説明がされた上で区分を設けるとされていますので、JICPAはそれに賛成しています。また、このプロジェクトに対する投資家の意見として、純損益計算書の小計を異なる企業間で比較可能であるようにすることというものがあつたと理解しているため、定義された小計を損益計算書に追加表示することを企業に要求する提案に賛同しています。

司 会 ありがとうございます。IASBの提案に対して、営業利益だけ表示することを要求すればよいのではないかというご意見と、営業、投資、財務の3区分というご意見が2つ聞かれています。これは、営業利益の定義と経常業績指標（MPM）の関係をどう捉えるかということと密接に関連しますので、営業損益の定義についてもご意見を伺った後に改めて意見交換をしたいとおもいます。

4 営業利益の定義に関して

司 会 営業利益の定義につきましては、公開草案では、財務、投資、不可分の関連会社及

び共同支配企業のいずれにも該当しない項目を営業に区分する、すなわち、残余として営業利益を定義するアプローチが提案されています。この点について、まず川西さん、いかがでしょうか。

川 西 本日参加されている皆様に共通の意見になると思いますけれども、ASBJは、残余として営業利益を定義することに反対しました。営業利益の有用性が広く認められているにもかかわらず、これに含まれる項目の共通の性質が「ほかの区分の定義を満たさない」ということでは説得力がないと考えました。

ASBJからのコメント・レターでは、営業利益の定義として、「企業が主要な営業活動であると識別した活動に関連して、純損益に含めて認識した収益及び費用」とすることを提案しました。これはいわゆるマネジメント・アプローチで、企業に判断を委ねるものになります。過去には、金融機関の営業と財務が分けられないといった理由でIASBのプロジェクトが頓挫したと理解しています。公開草案ではこれに対応するための提案もされていますけれども、企業が様々な活動を行っていることを踏まえると、マネジメント・アプローチしかないという結論に至りました。

司 会 ありがとうございます。営業利益の定義について、野崎さん、いかがでしょうか。

野 崎 これは今、川西さんが述べられたとおりだと私自身も思っておりますし、経団連もそのような意見を出しております。残余の利益という考え方がとても納得できないといえますか、企業経営の観点から見れば営業利益は当然最も重要な指標であるわけです。さらに、それが利用者にとっても有用でなければならないということであれば、その定義が明確であるということが、それはもう必須の事項だと考えています。

その意味で、先ほど川西さんがおっしゃっ

た、企業が主要な営業活動であると識別した活動から生じた損益と定義すべきであるというのは本当に納得できる話であって、その中で企業経営の実態に合わせて経営者が自ら判断して、それをきちんと説明をするというのが最もよいやり方だろうと考えています。いずれにせよ、そういうことを企業経営者が判断することによって投資家とのコミュニケーションがさらに拡大していくということが重要であると考えます。

司 会 ありがとうございます。熊谷さん、いかがでしょうか。

熊 谷 経団連さんと同様、私どもも ASBJ の考え方に非常に近いです。私どもは、コメント・レターで「主要な事業活動により生じた収益及び費用、ただし、通例でない収益及び費用を除く」という積極的な定義を提案しました。これも考え方としてはマネジメント・アプローチになります。公開草案の残余として営業利益を定義するという提案については、私どももかなりの失望感を持っているとともに、今、野崎さんがおっしゃられたように、非常に抵抗を感じております。やはり企業は、自分たちの本業である利益を定義できる。先ほど川西さんがおっしゃったマネジメント・アプローチで定義すればよいのではないかというふうに考えております。

営業利益については、日本基準の場合は、ある意味、非常に機械的、画一的に定義されていて、我々はもうそれには慣れているのですけれども、そこには企業が考える自分たちの本業との利益との間にずれがあって、その点がちょっと問題点ではないかと考えてまいりました。企業が自分たちで定義する利益、本業と定義する営業利益というのは、これはこれで比較可能ではないかと思っております。これがまさに画一的でないけれども比較可能ということであり、企業が、自分たちの本業の成果と考えている利

益をマネジメント・アプローチにより定義して、それを比較するというには十分意味があることだろうと考えております。これに関して企業の操作性が高く、監査の可能性も低いというようなことがよく言われるわけでありまして、セグメント情報の開示においてマネジメント・アプローチが採られているにもかかわらず、本表の表示の段階でマネジメント・アプローチが否定されるということはちょっと納得がいかない部分です。

ただ、実は我々もこのコメント・レターを提出するにあたって海外の投資家とも議論させていただいているのですけれども、海外の投資家、例えば IASB の諮問機関として、アナリストなど財務諸表利用者からなる資本市場諮問委員会（CMAC）という会議体で議論していても、企業の営業を外的に決めるということがなかなか難しいという声は少なくありませんでした。今回の提案についても、営業とは何かと会計基準として定義しても、企業の操作性が高過ぎて、比較可能ではないのではないか、したがってこういう残余アプローチしかないのではないかと IASB の提案を支持する意見もありました。そこは我々と海外の投資家の間に予想以上に温度差があるところで、私どもも正直言ってびっくりしたところではあります。

例えば化学会社のように同じようなビジネスをしているにもかかわらず、各社が自身で定義する営業利益が微妙に異なるといったとき、比較可能性がないということを言い出す人がいると思います。しかし、その場合であっても、会計基準として例えば計算式を決めていくという、あるいは残余として決めていくというよりも、企業が、我々はこういう項目を含んだものが自分たちの営業利益と考えていますというように示していただければ、あとは、利用者サイドで、その業界の企業比較を行うにあたって、利用者自身がその業界の営業利益として相応し



公益社団法人日本証券アナリスト協会
企業会計部長 熊谷 五郎氏

いと考える形で組み直しを行って比較すればよい話であります。そのような組み直しは組み直しでまた意味があると思いますし、会社側が定義する営業利益と、利用者が自分の考える営業利益との比較においてどんな差が生じているのかということの分析にも意味があると思います。そういう意味では、まさに画一的に会計基準として定義するより、いったん企業に本業を定義していただいて、そこから先にまた分析できるように、企業がどのような項目を営業利益に含めているかを開示していただければ、より深い分析、より深い比較ができるのではないかと考えております。

野 崎 今の熊谷さんがおっしゃった画一的ではないけれども、比較可能ではないかというご発言には私も非常に深く納得できると思います。今IASBが言っている比較可能性というのは、計算の過程とか数値の置き方が標準的というか画一的であれば、比較が可能であるということを行っているように思えるのですが、いや、そうではないだろうというのが、今の熊谷さんの意見であり、私どもの意見でもありま

す。むしろ、計算の過程なり、数字の置き方を変えろということそのものが、経営の在り方を比較できる比較可能性といいますか、考え方の違いを鮮明にするということであり、そのことによって本来の意味での比較・投資判断につながることができるということではないかと思います。その意味で、営業利益については、IASBとしては最低限の概念は示す必要がありますけれども、それに基づいて各経営者が判断した開示の方法そのものが比較の対象となると私は考えます。

司 会 小倉さんはどうでしょうか。

小 倉 JICPAも、営業利益を残余の区分とするという公開草案の提案には反対をしております。しかし、営業利益は財務諸表利用者が最も重視する小計の1つであって、現行の実務においても一般的に表示される重要な小計と考えていますので、マネジメント・アプローチではなく、営業利益の小計については異なる企業間で比較可能であるようにするというIASBが公開草案で行った提案に賛同をしています。その場合であってもIASBは、主要な事業活動の特徴を示して、多数の事業から構成される企業グループにおいて、これを判断する上での指標ないし定量的な観点と事業戦略上の位置づけといった定性的観点との関係等に関する設例を含むガイダンスを提供することを検討すべきであると考えています。

ただ、そうすると、主要な事業活動から生じるものではない非営業損益をどこに区分するかという問題が生じてきます。JICPAでは純損益計算書を3つに区分するIASBの提案に同意しているので、営業損益を定義しても、残余ではないならば、非営業損益をどこに表示するかという新たな論点が生じてしまうと考えています。この点については、主要な事業活動から生じるものではないが主要な事業活動に付随して生じる収益及び費用は営業区分に含めて表

示するというガイダンスを設けるべきであると考えていますけれども、その辺りについては3区分維持との関係で少し検討が必要であると考えているところです。

司 会 ありがとうございます。皆様、営業利益を残余として定義することについては反対しており、ある意味、今回のIASBの提案の根幹となるところについて反対しているということだと思います。

このような声に対してIASBがどういう反応を現在示しているかということについて、この10月の初旬にIASBのアウトリーチを受けておりますので、残余にすべきではないという意見に対するIASBサイドの反応について、川西さんからご説明いただけませんかでしょうか。

川 西 残余にすることについてあまり明確な発言はなかったのですが、区分につきましては、営業、投資、財務の区分を設けることについては世界的に幅広い支持があると理解しているので、この点は公開草案の提案のまま最終化される可能性が高いという説明がIASBのスタッフからありました。

司 会 皆様方の公開草案全体に対するコメントや営業利益の定義に関するコメントでも、公開草案におけるIASBの提案では純損益計算書が比較可能性の確保と言いつつ画一的なものになってしまうのではないかとすることを主張していると思います。このため、マネジメント・アプローチを主張しているわけですが、その辺りの比較可能性と画一性の違いについては、IASBではそういった違いについて理解されておりますでしょうか、川西さん。

川 西 理解されていない可能性が高いと考えています。

比較可能性は、概念フレームワークの定義によれば、「同じものは同じように表示をする、違うものは違うように表示をする」ということが大原則になります。したがって、企業が様々

な活動を行っていれば、表示も様々であるはずだということになりますので、今回の提案のように、一律にこういう形にしてくださいというのは、どちらかというと画一性に近いと思います。

司 会 今の点について何か追加でご発言ありますでしょうか。

小 倉 比較可能性に関しては、IASBが紹介しているリサーチの中で、対象とした100社の中で63社については営業利益という名称を純損益計算書の中で使っていたが、9通りの異なる利益になっていたということがあって、やはり利用者にとっての比較可能性が保たれていないので、このプロジェクトが始められているということだと思います。

そういった点を考えますと、マネジメント・アプローチにしてしまうと、それに対する改善が図られないのではないのかということが一番ポイントになるのではないかなと思っております。したがって、ある程度そこを改善するような、残余ではない、何か新しいガイダンスということを考えるのがよいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

司 会 川西さん、いかがでしょうか。

川 西 冒頭で少し触れましたが、今のIAS第1号にも、必要に応じて小計を開示しなければならないというルールがありまして、日本のIFRS任意適用企業は、初めてIFRSを導入するときに、どのような小計を表示するのかをよく検討して、監査人ともよく話し合っていて決めていると理解しています。事務局で調べたところ、日本のIFRS任意適用企業において、大まかに12パターンほど、営業利益等の小計の表示方法がありました。それぞれの表示方法は各社の実態に合わせた結果、そうなったということであり、どれも否定できるものではないと考えています。したがって、これらの表示ができなくなってしまうというのは問題だと考えてい

ます。

マネジメント・アプローチを採ることによって、企業がそれを濫用してしまうのではないかなという懸念もあるかもしれませんが、ASBJでその点についてそれほど問題視していないのは、これが表示の問題であるからです。ボトムラインの利益の金額が変わらないという前提で、内訳をどういう形で見せていくのかという議論をしているという中で、“tell the story”という言葉がありますけれども、経営者の見方に合わせて説明していただくのがよいのではないかと考えているということです。

5 持分法投資損益の表示に関して

司 会 それでは続いて、持分法投資損益の表示に関する提案に移りたいと思います。

公開草案では、関連会社及び共同支配企業の純損益に対する持分、いわゆる持分法投資損益について、企業の主要な事業活動と不可分なものと、不可分でないものとに分けることが提案されました。不可分な持分法投資は、企業の主要な事業活動と不可分であり、したがって、個別に各企業の他の資産とおおむね独立してリターンを生み出さないものと定義することが提案されています。この点について、まず川西さん、いかがでしょうか。

川 西 ASBJからのコメントでは、まず持分法会計の概念的な整理が必要であることを指摘しました。その上で、公開草案の提案に対しては、重要な影響力というものは偶然に得られるものではないため、不可分かどうかということでは、不可分でないものはない、あったとしても稀ではないかということを経験しました。ASBJでは、マネジメント・アプローチにより営業利益を決定することを提案しておりますので、この持分法投資損益についても、不可

分かかどうかということではなくて、マネジメント・アプローチに従うべきであると主張しました。

司 会 野崎さん、お願いします。

野 崎 もう我々としても全く ASBJ のお考えに同意するものであります。概念的な整理に先行して表示区分を設けるというのには、納得できないというように思います。現実の企業経営におきましても、実際ほとんどの持分法投資というのは、事業活動と不可分であるというのが実感です。そういう意味では、そのような区分を設けることそのものが経営管理の在り方に反するというように考えますので、その意味で区分表示を行う有用性はないのではないかと思います。むしろ曖昧な定義によって区分をすることで、監査の対応等で負担が増えてくるということも考えられると思います。

司 会 ありがとうございます。熊谷さん、どうぞ。

熊 谷 私どももこの点には、公開草案の提案には反対しています。ただ、みなさまのコメントとはやや違った視点になろうかと思います。関連会社などに関する持分法投資損益が営業利益の中に入ってくるというところにはちょっと、抵抗感を持っております。これは営業利益とは別な区分として出てくるわけですが、持分法投資損益を別表示するというような形で、営業損益の中には含まれてしまうわけであり、けれども、持分法投資損益というのは基本的に税引後利益であるということで、これが営業利益の中に含まれてくるという形になってまいりますと、売上高利益率などが歪んでくるというようなことを懸念しております。我々は、営業利益率というものを企業の収益力を代表する指標として分析上非常に重視しているわけですが、こういった区分を設けて、営業利益、それから、営業利益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収

益及び費用という形で定義してまいりますと、営業利益にやはり税引後の利益が含まれるような形になって、ある種、異質なものが入ってくることになり、非常に分析が難しくなってしまうと思います。

また、不可分か否かの判断は非常に恣意性が高いと思います。こういった区分が入ってくることによって、財務上の分析の有用性がむしろ低下してしまうのではないかと考えております。

それから、この区分、営業並びに不可分の関連会社及び共同支配企業からの生じる収益及び費用という小計表示、すごく長い名前ですけれども、このような小計を表示すると、むしろ損益計算書の構造が複雑化して理解可能性、比較可能性がともに低下してしまうのではないかと考えておりますし、この小計を表示する必要性はなく、経営者業績指標の開示を求めれば十分ではないかと考えている次第です。

司 会 小倉さん、お願いします。

小 倉 JICPAも持分法会計について概念的な整理がなされていないと考えておりますのでこの提案には反対をしており、不可分の関連会社及び共同支配企業の区分についての表示を要求する提案は削除し、営業、投資及び財務の3区分にする構成がよいと考えています。むしろ、企業が投資先ごとに持分法投資の性質を踏まえて、企業の主要な事業活動の定義に従って営業区分又は投資区分に分類することを要求事項とすべきであると考えています。持分法投資が企業の主要な事業活動である場合に、持分法から生じた損益であるということだけをもって営業区分と別に表示するということは、純損益計算書の構造を複雑にして、営業区分の本来の目的を不明確にしてしまうのではないかと考えています。

先ほど熊谷さんのご意見にあった、異質なものが含まれる税引後の利益であるというような



日本公認会計士協会 副会長 小倉 加奈子氏

辺りでマージンの計算に影響するという点については、JICPAとしては、注記において持分法投資損益の中身を開示することを考えてはどうかと考えています。

司 会 川西さん、持分法投資損益の表示についてのIASBサイドの反応について、ご説明いただけますでしょうか。

川 西 持分法投資損益そのものは、仮に営業の性質を持っていたとしても、投資先の純利益の持分相当額を取り込むということになりますので、投資先の営業以外の損益も取り込むことになってしまうということから、営業利益には含めないほうがよいという利用者の意見が非常に強いとのことでした。したがって、今の公開草案の提案に近いような形で、持分法投資損益については営業には含めないということにしたほうがよいのではないかと考えているとの説明がIASBのスタッフからありました。

司 会 ありがとうございます。この点についてはもう、IASBの提案について皆さん一様にご反対されておりますし、アウトリーチでも、IASBから、やはり世界各国からこの点について批判を受けているということで、何らか

の修正がなされる方向だというような説明もありましたので、今後 IASB より再提案が出てくるのではないかと思います。

6 通例でない収益及び費用に関して

司 会 続いて、通例でない収益及び費用の定義に関する提案に移りたいと思います。公開草案では、通例でない収益及び費用は予測価値が限定的な収益及び費用であると定義され、収益及び費用は種類及び金額が類似している収益又は費用が将来の数事業年度について生じないであろうと予想することが合理的である場合には、予測価値が限定的であるとするのが提案されています。この通例でない収益及び費用については、単一の注記において開示することが提案されています。こちらの提案に対するコメントをいただければと思います。川西さん、いかがでしょうか。

川 西 ASBJ では、この公開草案で提案されている通例でない収益及び費用の定義は適切ではないこと、また、代替案を出すことが難しいことから、通例でない収益及び費用に関する定義及び関連する開示の提案に反対しました。ASBJ は、一般原則に従って十分に分解表示されていれば、利用者はそれぞれの区分に含まれる通例でない収益及び費用といわれる項目について理解できるのではないかと考えました。

司 会 野崎さん、いかがでしょうか。

野 崎 通例でない収益及び費用について注記で開示を求めているところについて特に違和感があります。また、公開草案では、通例でない収益及び費用を識別する指針というのがいくつか示されているのですが、これが識別の指針としては不十分であろうというように思います。このまま会計基準として定義した場合には、会計監査を含めて実務上の混乱をきたす

可能性が高いと考えます。むしろこれは営業利益の議論にまた戻ってしまう話、あるいはマネジメント・アプローチ、MPM の話になりますが、会社側の判断として、経営の判断として開示すべきものを開示するという形が望ましいと思っています。

司 会 熊谷さん、どうぞ。

熊 谷 私ども利用者としては、皆さんと立場が違って、通例でない収益及び費用の定義の導入に賛成しております。利用者は、正常な収益力を示す利益指標については、正常な状況で発生しないと想定されるいわゆる一過性の損益を調整しています。このような一過性の損益に関する財務情報は、会社の任意開示にこれまで頼らざるを得ませんでした。そのため、会計基準として通例でない収益及び費用を定義して開示することを大いに歓迎しています。

ただ、この公開草案で提案されている定義ですけれども、若干再考の余地があると考えております。例えば日本の場合、地震が多発したりするわけですが、地震等の災害損失がたまたま複数年、連続して発生した場合に、それぞれが別個の災害であっても、この公開草案の定義では通例でない項目に含まれない、つまり一過性ではない費用として認識されてしまう可能性があるかと懸念しています。通例でない項目の定義は、単に翌年度の発生可能性を判断基準とするのではなくて、損益を発生させる事象の属性を踏まえて検討すべきであると考えております。

また、通例でない項目に関しては、ハードルは高いかもしれませんが、単一の注記の開示ではなくて、「通例でない項目」という区分を本表上に新設して、税引前利益のすぐ上に表示してほしいと思っています。結果として営業利益から通例でない項目を控除した利益が計算できるようになります。これは、日本の営業利益と概念的には非常に近くなる。ただ、その営業利

益自体は、画一的に計算されるものではなくて、企業が本業と考える営業利益のうち通例でない項目を控除したものということになります。そういった意味では、企業が持続可能であると考えた利益が営業利益の補足として表示されるというような形を想定しており、それによりサステナブルな営業利益が出てまいりまして、分析が非常にやりやすくなると考えています。

司 会 小倉さん、どうぞ。

小 倉 JICPA は、この提案に関しては、通例でない収益及び費用の定義とその識別方法が改善されることを前提に同意をしています。まず定義に関しては、通例でないかどうかは、過去の実績に基づき判断するのではなく、将来予測的に判断することになると考えられていますが、例えば、国際監査基準 (ISA) 240 という、不正への対応の基準があるのですが、そこでも、通例でない取引について監査人は注意を払って監査しなさいという基準がありますが、そのときには、今回の定義のように将来の予測価値という点で考えているわけではなく、過去の実績で見えるような考え方になっています。その過去の実績に基づき通例でないかどうかを判断するという監査基準との整合性の観点からも、今回の IASB の定義は再考いただいたほうがよいと考えています。

また、識別方法については、より実行可能で堅牢なものにする必要があると考えておりまして、現状の定義ですと、識別には重大な判断を伴い、一般に恣意性が介在しやすく、費用項目の開示に偏る傾向があるのではないかと考えております。また、今回の定義によりますと、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の対象である収益に関しても検討が必要とされていますので、監査上の判断も含めて判断が非常に困難である場合が多く想定されることが懸念されます。

司 会 ありがとうございます。ここで、通例でない収益及び費用と営業利益との関係について少し議論したいのですが、アナリスト協会のコメント・レターでは、通例でない収益及び費用を除外したものを営業利益とすべきだということで、これは一過性の損益については除外すべきであるとお考えになっているように思います。この点について、川西さん、いかがでしょうか。

川 西 アナリスト協会さんのご見解は、一過性という言葉を使っておりますけれども、結果として日本基準の営業利益に近い形になると思います。ただ、通例でないものの範囲は従来から難しい問題であると考えています。そのため、ASBJ は、定義することは難しいので分解表示を一生懸命やっていただくという形がよいのではないかとコメントしました。

公開草案の提案については、野崎さんのご発言にもありました違和感が我々にもあります。通例でない項目を明確に識別できるのであれば本表上での区分表示もできるはずではないかと考えています。本表上で区分することが難しいため注記を要求するけれども、その注記の範囲は明確ですというのは矛盾していると思います。日本基準の営業利益を IFRS 基準に入れていくことを考えると、通例でない項目について明確に境界線を引く必要があると思いますが、それが難しいので ASBJ としては断念しました。

司 会 ありがとうございます。ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ、小倉さん。

小 倉 質問なのですが、マネジメント・アプローチで営業損益を表示及び開示をするときに、通例でない項目を営業利益に入れるおつもりなのか、入れないおつもりなのかというのは、経団連さんのほうはどちらなのでしょう。

野 崎 これについては、営業利益の定義に

よって変わってくると思うのですね。営業利益の中に通例でないような一過性のものも、それは広く言えば、営業の中の帰結というか、という形で入ってくるという定義なのであれば、それは営業利益の中に入ってくる。けれども、マネジメント・アプローチとしては、それは一過性のものなので当期の事業とは直接的な関係ではないですよということなので、多分MPMと営業利益との間に差が生じるという形なのではないかなと思います。これは経団連の考え方というよりは、私自身が感じているという感じです。

川 西 コメント・レターを検討したディスクロージャー専門委員会での議論では、本業かどうかの判断と、項目が通例でないものかどうかの判断の2つの判断について議論されました。このうち、前者の本業かどうかという点については、ほとんどの方が経営者の判断に委ねることに賛成でした。後者の項目が通例でないかどうかという点については、恣意性が入る可能性があるため、経営者の判断に委ねることに反対だという方がアナリストの方にもいらっしゃいました。ASBJからのコメントは、これ



ASBJ 副委員長

川西 安喜氏

らの考え方を組み合わせたものとなります。

7 営業費用の費用機能法・費用性質法による分類に関して

司 会 では、続いて、営業費用の費用機能法・費用性質法による分類に関する提案に移りたいと思います。公開草案では、営業費用の費用機能法・費用性質法による分類について、いずれの方法を使用して表示すべきかを決定するのに役立つための指針が提案された上で、費用機能法を使用した企業に対しては、費用性質法による注記を要求することが提案されています。この点について、まず川西さん、いかがでしょうか。

川 西 ASBJとしては、費用機能法を使用した場合にのみ、費用性質法の注記を要求することは、企業の事業の実態にかかわらず、単にコストを理由に費用性質法を選択する誘因となることから、同意しませんでした。

司 会 この点、野崎さん、いかがでしょうか。

野 崎 私どもも、費用機能法を用いて表示する企業は注記において費用性質法を用いた営業費用の合計の分析を開示しなければならないということについて同意できないと考えております。そもそも費用を機能で分けるということと性質で分けるということについては、どちらが経営実態を適切に反映しているかという点では、両者に本質的な優劣はないのではないかと、いうふうに考えます。

さらに、費用を性質で分ける開示の方法というのは、実際の連結決算の実務におきまして、非常に煩雑であって、コストがかかるというようにいわれています。これはIASBのフィールド・テストに参加した企業から非常に多く聞かれた意見なのですが、煩雑な上に、監査に耐えられるだけの信頼性の担保が極めて困難であると

思われます。そのため、コスト・ベネフィットの観点から正当性がないというように我々としては考えております。

また、費用を機能で分けるものと性質で分けるものについて、混合することは、我々が読む限りでは禁止されているように思うのですけれども、それについては明確に反対で、混合表示というものもあり得るだろうと思います。一部の重要な費用については、その性質でもって内訳を開示するという点について、そこまで我々としては否定すべきではないと思います。投資家の皆さんにとって有用な情報であり、重要性があれば、それは開示してもよいのではないかと思います。

司 会 ありがとうございます。熊谷さん、いかがでしょう。

熊 谷 実はこの点に関しては、日本証券アナリスト協会のコメント・レターでは書いていないのですけれども、海外の投資家と一緒に出したコメント・レターではこの点にコメントしています。

基本的に私どももこの提案には反対です。ただ、経団連さんや ASBJ さんと懸念を共有する部分もあれば、異なる立場から反対している部分もあります。まず、同じところは、費用機能法であれ費用性質法であれ優劣はないという見解は一緒です。また ASBJ さんのおっしゃるように、この提案の仕方だと、皆さん、開示の楽な費用性質法に行ってしまうということを懸念しています。

その上で、逆に費用性質法で開示された場合にも費用機能法の分解を開示していただきたいと考えています。ただ、そこで非常にコストがかかる場合に、例えば主要な項目に関してだけ、経営でモニターしているような主要な項目だけについてだけでも開示していただければありがたいと思います。例えば費用機能法を使用したときに、労務費、減価償却費、原材料費、

そういった類いのもの、特に製造業は昔、製造原価明細表というのが単体財務諸表についていましたが、そこで開示していたような項目について、企業さんのコストがそれほどかからないような形で開示していただくことは可能ではないかと考えております。

司 会 小倉さん、どうでしょうか。

小 倉 まず費用性質法による開示とコストについては、先ほど野崎さんからもご意見がありました。費用性質法の開示は有用だとは思いますが、やはり財務諸表作成者にとっては、連結システムの改修や関連する情報の収集に過大なコストを要することも想定されますので、十分に検討する必要があると考えております。監査可能性にも懸念が生じる可能性があると思っております。

費用機能法と費用性質法の混合表示の禁止については、IASB の公開草案では、基本的には許容されていないと理解をしていますが、公開草案では、一部減損損失やリストラクチャリング・コストなどの区分表示又は注記開示が生じるということを適用指針案の B15 項で挙げておりまして、混合表示を許容しているようにも見えます。重要な費用項目については別掲表示がより有用となる場合もあるので、混合表示を一律に禁止する必要はないと考えていますが、多様な実務となるおそれもありますので、今後、適用については十分な検討が必要だと考えます。

司 会 これについては、まさにコスト・ベネフィットをどう図っていくかというような内容で、どうしても作成者と利用者とはポジションが異なってしまう領域になるのではないかと思います。

司 会 それでは続いて、経営者業績指標（MPM）に関する提案に移りたいと思います。公開草案では、MPM を①財務諸表の外での一般とのコミュニケーションにおいて使用されており、②IFRS 基準で定められている合計又は小計を補完するものであり、③財務諸表利用者に企業の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えるものであると定義することが提案された上で、単一の注記において MPM に関する情報を開示することが提案されています。また、その開示項目には、IFRS 基準で定めている最も直接的に比較可能な合計又は小計への調整表が含まれています。この点について、川西さん、いかがでしょうか。

川 西 まず、MPM が経営者から見た財務業績を表す指標であるのだとすれば、それは注記ではなく、本表に表示すべきであるとなりました。IFRS 基準で要求される小計が本表において表示されるにもかかわらず、MPM が注記ということになれば、IFRS 基準で要求される小計のほうが有用であるという誤解を生む可能性があるからです。

また、一般とのコミュニケーションに用いられている指標がすべて MPM になるとの解釈があり得ることについて、反対しました。費用対効果に見合わないだけでなく、このような要求事項を導入した場合には、任意の開示が抑制されてしまう可能性があると考えました。

司 会 野崎さん、お願いします。

野 崎 この提案については、我々作成者としては強く反対をしたいと思っています。MPM について注記で開示を求められ、かつその調整といいますか、純損益計算書本表との差を詳細に求められるということについては強い違和感があります。

公開草案の記載の中に、MPM というのが企業の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えるという記載がありますがけれども、我々は経営方針とか経営の考え方、スタンスといったものに基づいて経営戦略を実行したその結果が MPM として表れてくるのだと考えているわけです。そういう意味で、これが本来、投資家とのコミュニケーションの基点になるべき数値であると認識しています。

財務諸表の本表が投資家との間のコミュニケーションの基点であるわけですから、その基点は同一のところ、すなわち、MPM が財務諸表の本表の中にあるということが非常にエッセンシャルであると考えます。その上で、MPM について、例えば財務諸表の外で、アニュアル・レポートとか、あるいは説明会とか、そういうところでその内訳をいろいろ開示し、それを議論することによって、投資家との間でいろんなコミュニケーションができると考えます。

それから、MPM を注記として開示することについては、その有用性が本表の数字と比べて劣るものであるという印象を与えかねないと思っており、まさしく川西さんがおっしゃったことに同意できると思います。

また、草案で示されたような調整表を作ることになれば、様々な追加の実務がついてくるということになりますので、これはもう作成者にとっては多大な負担を強いられることになります。税効果まで分けるということになりますと、短期間で決算をまとめることが非常に困難になるということで、到底我々としては同意できるものではないと思っております。

司 会 ありがとうございます。熊谷さん、お願いします。

熊 谷 私どもは少しスタンスが違っていて、MPM の定義及び開示要求には、賛成しています。MPM は、財務諸表利用者にとって、経営者の見方を示す財務諸表として有用である

と考えております。

ただし、この公開草案は、第104項であえてMPMに該当しない項目を規定していますけれども、これについては必要ないのではないかと考えており、この第104項に関しては削除を提案しております。この第104項というのは、IFRSで定める小計とMPMが一致している場合、それはMPMとみなさないと提案していますが、結果としてIFRSが定める小計と一致していたとしても、経営者がそれを重要な業績指標としているということであれば、それ自体が財務諸表利用者にとっては重要な情報になると思います。

また、調整表ですが、やはり利用者の立場としては、MPMの調整表は必須ではないかと考えております。

本表か注記かという問題について、私どもアナリスト協会としての提案は注記を記載する場所として、純損益計算書のすぐ直下に置いてほしいとしております。純損益計算書と一緒に参照できるような形で、その下に包括利益が出てくるというようなイメージになろうかと思います。企業の業績説明においても非常に重要な情報であるので、どこか遠いところに注記があるというよりも、純損益計算書自体の構成を過度に複雑化させずに、かつ経営者と利用者のコミュニケーション上の観点でも、純損益計算書のすぐ下に開示していただくことによって、利便性が高まるのではないかと思います。

司 会 ありがとうございます。小倉さん、お願いします。

小 倉 MPMについては、定義、それから、IFRS基準が定めている小計との関係、具体的な開示要求に関して追加的な検討及び対応が必要と考えていますが、提案自体には賛成をしております。

まず定義については、公開草案の第103項にありますけれども、投資家とのコミュニケー

ションで使用される重要な業績指標に限定されるべきであると考えています。銀行や一部の企業では、投資家とのコミュニケーションに多数の業績指標を使用しているようなケースがあると認識しておりまして、使用しているすべての業績指標を財務諸表の注記で開示を行うと、注記が非常に多量となり、財務諸表が複雑になることを懸念しての意見です。

次に、IFRS基準が定めている小計との関係ですが、このMPMの定義における小計や合計又は小計を補完するものについては、IFRSにおける認識又は測定基準と関係のない指標は含まれないことを明確化すべきであると考えています。これは、IFRSにおける認識測定基準と関係ない指標はMPMに含まれないように範囲を制限すべきであるという考えによるものです。

それから、具体的な開示の要求ですが、MPMに係る税効果や非支配持分への影響の開示の要求については、財務諸表の作成及び監査の実務に重大なコストをもたらす一方、便益は限られていると考えておりますので、不要であると考えます。

司 会 ありがとうございます。この点についても、10月初旬のアウトリーチにおけるIASBの反応について、川西さんからご説明いただけないでしょうか。

川 西 先ほど野崎さんが触れられましたけれども、公開草案では、MPMは、企業の財務業績の一側面についての経営者の見方を伝えるものであるという言い方をしています。これについてASBJは、このMPMというものは、経営者の視点から、IASBが定義する小計よりも財務業績をより適切に表すものだとして解釈していましたが、IASBのスタッフと話をしておりますと、IASBは、MPMは基本的にIFRS基準が定義する小計の部分集合となる、すなわち特定の項目を除いたようなものとなるというこ



ASBJ 委員長

小賀坂 敦氏

とを想定していて、基本的には IFRS 基準が定義する小計と MPM は競合関係にないというような説明をされていました。

司 会 今、話があった IASB のスタッフの説明と、我々が議論していたときの想定が少し違うのではないかなという印象も受けているのですけれども、どの辺りが一番かみ合わない原因になっているとお思いでしょうか。

川 西 IASB のスタッフの考え方は、IFRS 基準が定義する小計の中に、経営者がこの部分は評価してほしくないという項目が含まれる場合、それを除けばよいのではないかと考えているように思います。一方、我々は、今回の営業・投資・財務の3区分が必ずしもすべての企業に適合しないと考えており、適合しない小計から1つや2つ項目を引いても経営者が考える財務業績を表さない場合があると考えています。その意味で、MPM は単純に IFRS 基準が定義する小計の部分集合と考えるのではなく、もう少し広く考えなければならないと思います。

司 会 この点についてご発言がありましたらどうぞ。

野 崎 私も川西さんの意見に賛成です。我々の意見は営業利益1つでよいのではないかということであって、その営業利益に加えて MPM が入ってくるというのであれば複雑になりませんが、その中に3区分も入れるし、費用の性質によって変わるものがあったり、あるいは通例でない項目を別表示したりするとかというようなことが出てくると、ものすごく複雑に絡み合ってくるということになるので、もう少し単純化して考えるべきではないかと私は思います。

司 会 ありがとうございます。熊谷さん、追加はありますか。

熊 谷 私どもはこの3区分を支持しておりますので、MPM が基本財務諸表に表示されるということに関してはちょっと過度に複雑になるのではないかという感覚を持っております。しかし、先ほども少し申し上げましたけれども、中には、純損益計算書は営業利益と非営業利益という2区分でよいのではないかというような人もいます。恐らくそういう人たちにとっては、MPM が純損益計算書上に表示されても、過度に複雑になるという感覚はないと思いますし、2区分を前提とするのであれば、私もそのように思います。

司 会 小倉さん、追加はありますか。

小 倉 私も熊谷さんと同じで、営業利益のみの小計、営業利益がそれ以外かであれば、MPM を本表にという考え方もそれほど複雑にならないというところは全く賛同します。しかし、JICPA は純損益計算書の3区分表示に賛成しており、その上に MPM を本表表示するというのは、ちょっともう不可能というか、複雑過ぎるなというところで、恐らくそこが考え方の相違になっているように思います。

ただ、経営者の方が当初計画を設定したときにはこういう業績指標と考えて設定されたけれ

ども、管理不能な事象が発生してしまって、それが通例でないものと判断される、これは、将来の予測価値といっているのが非常に複雑ですが、そのようなときにはMPMという別の数字を出してくるということは十分にあり得て、その場合は注記の開示がよいと思います。本表と注記で注記が劣っているというところまで考える必要があるのかどうかは疑問です。

司 会 お話をお伺いしていても、このMPMの問題というのは、3区分を前提とするか、もう営業利益だけにするかという、その小計の在り方と密接に関わっているとの印象を受けました。今後の審議において、小計の提案とMPMの提案をどのような形でIASBが再提案してくるのかに注目したいと思います。

9 その他のコメントに関して

司 会 最後に、その他の提案について、コメントがございましたら自由にお願ひいたします。まず川西さんから。

川 西 公開草案の提案は、損益計算書の見た目を大きく変えるものになります。グローバルな財務諸表の比較可能性ということを考えますと、冒頭の野崎さんのご発言にもありましたように、FASBとの連携が必要になると考えています。ASBJからのコメント・レターにもその旨記載しました。

司 会 野崎さん、お願いします。

野 崎 我々の言いたいことはほぼ言いましたので。ただ、一言申し上げるとすれば、やはりこの財務諸表のプロジェクトというのは、企業と投資家との対話ということの助けになるといいですか、有効な対話ができるということが基本であると考えます。その面においては、まず経営者が経営のやり方なり考え方をきっちりと示すということが非常に大事であると考えま

す。そういう財務諸表であるべきだと我々は考えています。

司 会 ありがとうございます。熊谷さん、どうぞ。

熊 谷 私どもも、今、野崎さんがおっしゃったようなことを考えています。結局、営業利益について、企業の経営者が考える利益を営業利益としてしっかり表示してほしいということが基本になってくると思います。

その他のコメントということで、明示的に私どもの意見書で書いておりますのは、公開草案の第42項の削除です。

公開草案の第42項では、目的適合性がある場合に追加的な小計の表示を求めています。先ほどの小計の議論と絡みますが、公開草案において、営業利益などの小計表示が提案される中でこの規定を残しますと、純損益計算書の表示が過度に複雑になって理解可能性が低下するのではないかと考えております。MPMとその目的が重なる可能性もありますので、この公開草案の第42項については削除すべきではないかとコメントをさせていただいております。

司 会 小倉さん、どうぞ。

小 倉 公開草案では、営業利益などの小計に対するニーズがあるとされていますが、投資家がデータを自由に加工できるテクノロジーの時代に果たしてそういうニーズがあるのか、非常に近い将来に一般的となるデジタル・レポートリングを見据えると、今回の提案というのはあくまで過渡的なものではないかという点について少し思いをはせているところがあります。

今日の全体を通じては、私としては、川西さんのご説明の、マネジメント・アプローチはあくまでも表示の問題で、最終利益の金額が変わらないからよいというのは非常に印象的でした。通常監査を行っていても、日本基準でも經常利益に何が入るかということについて監査人は注意を払っているのですが、そういうお考え

もあるのかなというのを改めて感じました。確かに開示をすれば分かる話ですし、最後の当期利益が変わるわけではないということですが、そこは非常に印象深い今日の座談会になりました。

司 会 本日は活発なご議論をありがとうございました。非常に難しいテーマですが、営業利益の表示について残余にすべきでないということなど、各団体が共に同じ方向を向いている点の確認がされるとともに、また、各団体で必ずしも同じ方向を向いていないということもあったのですが、なぜ違う方向を向いているのかということについて相互の理解が今日は深まったのではないかなと思います。

IASB はこれから受領したコメント・レターを分析して再審議を開始することになりますので、引き続き各団体が連携して、可能な限りオールジャパンとしての対応をすることが望まれると思います。引き続きよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(この座談会は 2020 年 10 月 20 日に開催されました。)